

千葉県学校保健会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、学校における保健、安全、給食等（以下「学校保健等」という。）に関する研究及びその普及、児童及び生徒の健康の維持及び増進等を図るため、千葉県学校保健会（以下「保健会」という。）が行う学校保健等に係る事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、千葉県学校保健会に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校保健等の調査研究に関するもの
- (2) 学校保健等の講習会及び講演会の開催に関するもの
- (3) 健歯児童等の表彰その他児童及び生徒の健康の維持及び増進に関するもの
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に市長の定める期日までに千葉県学校保健会事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び補助事業に係る帳簿、書類等の調査を求めた場合はこれに応ずること。
- (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉県学校保健会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県学校

保健会事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業の終了後20日以内（当該期限が補助事業が実施された年度の末日を経過することとなる場合には、当該年度の末日まで）に千葉市学校保健会事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市学校保健会事業補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市学校保健会事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市学校保健会事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市学校保健会事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市学校保健会事業補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費	補助率
消耗品費 通信運搬費 印刷製本費 旅費 食糧費 使用料及び賃借料 備品費 委託料 報償費 負担金 参加費 雑費	補助対象経費(補助対象経費について、他の補助金その他の収入金がある場合には、これを控除するものとする。)の10分の10以下

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名



千葉市学校保健会事業補助金交付申請書

年度千葉市学校保健会事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請いたします。

補助事業の目的及び内容	
補助事業の効果	
申請者の営む主な事業	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎	
交付を受けたい時期	年 月 日
補助事業着手予定年月日	年 月 日
補助事業完了予定年月日	年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類

様

千葉県学校保健会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉県学校保健会事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	<p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p> <p>(4) 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び補助事業に係る帳簿類等の調査を求めた場合は、これに応ずること。</p> <p>(5) 千葉県補助金等交付規則及び千葉県学校保健会事業補助金交付要綱を遵守すること。</p>

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者
住 所
団 体 名
代表者名



千葉市学校保健会事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった学校保健会事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市学校保健会事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

補助事業等 の変更の 内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止） の理由		
変更（中止・廃止） 年月日	年 月 日	
添付書類	(1) 事業計画書 (2) その他市長が必要と認める書類	

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者
住 所
団 体 名
代表者名



千葉市学校保健会事業実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった学校保健会事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助事業の経費精算額	対象経費の総支出額 円
	これに充てるべき他からの収入金の額 円
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類

様

千葉県学校保健会事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉県学校保健会事業実績報告により、 年度千葉県学校保健会事業補助金の額を次のとおり確定したので、千葉県補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金交付決定額		円
補助事業の経費精算額	対象経費の総支出額	円
	これに充てるべき他からの収入金の額	円
補助金の既交付額		円
補助金の確定額		円

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者
住 所
団 体 名
代表者名



千葉市学校保健会事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった補助金を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
今回の交付請求額		円
添付書類	(1) 千葉市学校保健会事業補助金交付決定通知書の写し (2) 千葉市学校保健会事業補助金額確定通知書の写し (3) その他市長が必要と認める書類	

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者
住 所
団 体 名
代表者名



千葉市学校保健会事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった補助金
の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第
2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
今回の交付請求額		円
添付書類	(1) 千葉市学校保健会事業補助金交付決定通知書の写し (2) その他市長が必要と認める書類	

様

千葉県学校保健会事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知した千葉県学校保健会事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉県補助金等交付規則第17条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金交付決定額		円
取消額		円
取消後の交付決定額		円
取消の理由		

様

千葉市学校保健会事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		